

日本入国における水際強化措置について（検疫所長の確保する宿泊施設での待機期間の指定解除）

令和3年9月27日

●これまで、日本では当国を「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」に指定した上で、当国からの全ての入国者に対して、検疫所長の指定する宿泊施設での3日間の待機、並びに3日目のPCR検査の実施、入国後14日間の自宅等待機を求ることとしてきました。

●今般、水際措置の変更に伴い、当国を「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」の指定が解除され、3日間の検疫所長の指定する宿泊施設での待機期間を求めないこととなりました。

●ただし、引き続き入国日を〇日目として14日間の公共交通機関の不使用、自宅等での待機、位置情報の保存・提示、接触確認アプリの導入等行っていただくことになります。

●本措置は、9月30日（木曜日）午前0時以降に入国された方から実施される予定です。

なお、新たな措置が施行される以前に本邦に入国された方につきましては、下記の措置が適応となります。即ち、9月29日に本邦入国された場合、（30日午前0時以降に停留措置が廃止されたとしても）3日間の停留措置が適応されます。

【問い合わせ先】

在キルギス日本国大使館

所 在 地：ビシュケク市ラザコヴァ通り 16 番地

16, Razzakov Str., Bishkek, 720040, Kyrgyz Republic

電話番号：(0312) 300050 ／ 300051 FAX：300052

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>